

「九月聖書」の訳出過程について

——ガラテヤ書を用いて——

湯 土
川 岐
郁 健
子 治

一、序

ヴイッテンベルクで一五二二年九月に出版されたために「九月聖書」と呼ばれているマルチン・ルターのドイツ語訳新約聖書は、聖書翻訳史上、また、ドイツ語の発達史上、極めて大きな意義を持つと言われている。この翻訳が、エラスムスによる新約聖書校訂本第二版（一五一七年）のギリシア語原典によるドイツ語訳であることは、これまでほとんど通説のごとく考えられてきた。⁽¹⁾確かに、「九月聖書」がエラスムス校訂本第二版を利用したことについては改めて問題とすべき理由は存在しない（後述二・二参照）。しかしながら、この訳がギリシア語原典に拠るか否かは

必ずしも自明とは言い難いのである。⁽²⁾我々は次節に概観する研究史を踏まえた上で、エラスムス校訂第二版のギリシア語本文及びこれと並列して印刷されたエラスムスによるラテン語訳とルター訳との比較を中心として、「九月聖書」の訳出過程の実態を再検討することにした。

二、研究史概観

二・一 ディッペルト

前述の「通説」は、WADB に収録されているいくつかの解説(ないし論文)に、明確に示されている。たとえばフライターク(A. Freitag)は、「ルター聖書は、原典の翻訳である。それは特に、新約聖書の書簡の難解な本文の至るところで明らかである」(WADB 7, 545) (1931)と述べており、また、アルブレヒト(O. Albrecht)は、「エラスムスのラテン語訳は、ルターにとっては、ほんの小さな補助にしかならなかった」(WADB 6, LXXIV) (1929)と記している。

このような通説に対して疑問を呈したのが、一九四一年のディッペルト(Dippe)の論文「ルターの『新約聖書』ドイツ語訳は、ギリシア語本文を底本としていたか」である。彼は、ルターのギリシア語能力の実態を綿密に調査した。一六世紀初頭における古典文学・古典語の研究の一般的な状況とルター自身の古典語研究の実態⁽³⁾、ルターの書簡⁽⁴⁾、彼の聖書講義における聖書引用、翻訳についての彼の所信を記した「翻訳者への手紙」⁽⁵⁾、さらにマールブルク討論におけるルターの要請⁽⁶⁾など、広範囲にわたる資料の詳細な調査の結果、ルターは短期間ギリシア語習得に励んだ時期があ

るものの⁽⁸⁾、彼には新約聖書を原典から自力で訳出し得る程のギリシア語能力は生涯備わらなかつたとする。以上がドイツペルトの論文の「主要部分」を成している。

それに続いて、主としてルター訳とウルガタ訳との比較を通して、ルター訳はウルガタ訳に拠るところが大きいこと、エラスムスのラテン語訳と註もルター訳にとってなくてはならぬものであったことを明らかにし、ルター訳は基本的にギリシア語原典からの翻訳とは言い難いと結論する。

ドイツペルトの論文の「主要部分」については、ルター⁽⁹⁾の著作を含む諸資料の渉獵の広さと深さにおいて他の追隨を許さず、充分に説得的である。しかし、その反面、論文の題の示す「ルターの新約聖書ドイツ語訳」そのものについての資料に即した検討は量的にも少なく説得力に欠け、ボルンカム(Bornkamn)の批判を受けることになる。

二・二 ボルンカム

ドイツペルトの六年後に現れたボルンカムの論文「ルターの新約聖書翻訳の底本について」は、(1)ギリシア語本文とラテン語訳、(2)ルター⁽¹⁰⁾の翻訳とツァイナー聖書(Zainerbibel)、という二つの部分から成っている。

(1)は、ルターがエラスムス校訂第二版を利用したか否かについての考察から始まる。ヴァルター(W. Walther)などは、エラスムス校訂第二版の註においてエラスムスがウルガタ訳の誤りを指摘しているにもかかわらずルターがそれを見逃して翻訳した箇所を根拠に、ルターはこの本文を利用していないとするが、これに対しボルンカムは、エラスムス校訂第二版を利用したことを指摘できる箇所の方が多いこと、エラスムスの註を見落とした箇所については、ルターは、他の仕事と並行して十一週間で新約聖書を訳するという多忙な状況の中で、エラスムスの註の総てを参照する余裕はなかつたと推測されること、さらに、ルターがワルトブルク城で、最初は、ゲルベル版によるギリシア

語本文^②のみを持ち、その後程なく、エラスムス校訂第二版全体を受け取ったこと、また、ウルガタに關しては、必要とあれば常に空で引用できるほどルターの頭に刻み込まれていたことを指摘して、ルター訳の原典がエラスムス校訂第二版であることを再確認する。

ボルンカムは、ディッペルトによる、ルターとギリシア語との関わりについての綿密な調査に言及する。ルターは、人文主義者ではなくスコラ学者の中で教育されたから、ディッペルトの言うように、ギリシア語を学んだにもかかわらず、ルターにとっては生涯、ギリシア語聖書よりラテン語聖書が身近であり、聖書翻訳に際しても、二つのラテン語訳（自由に空で引用できたウルガタ訳とギリシア語本文に並列して印刷されたエラスムスの訳）が、彼にはなくてはならぬものであったことに同意する。

しかし、ボルンカムは、ディッペルトによるルター訳自体に關する諸資料の検討については批判する。ディッペルトは、ルターが聖書翻訳以前に行った聖書講義や著作における聖書引用については綿密に実証的に検討したが、ルターの聖書翻訳そのものについての検証では対照的に説得力がない。彼は WADB にある註 (Anmerkungen und Erläuterungen zum Neuen Testament, WADB 6,535～594; Anmerkungen und Erläuterungen zum Text, WADB 7,555～655) からのみ実例を選んだが、そのような「抜き取り検査」では、実態を掴むことができず、生きた翻訳の経過を知ることができない。聖書の中のある部分、たとえば一本書を取り出しその全体を一句一句資料との関わりの中で比較検討していくなら、翻訳の概観を得ることができ、また細部における資料の扱いかたの実態を見ることができ、このような立場から、ボルンカムは、ロマ書全体を検討の対象にし、八項目(一、ルターがウルガタ訳によって訳した箇所、二、エラスムスによってウルガタ訳から離れた箇所、など)に分類し吟味した。その結果ボルンカムは、次のような結論に達する。ルターはギリシア語原典との関わりの中でその他の資料を利用しながら、その都度よ

りよい訳語を決定していった。なるほど先に触れたように、エラスムスの註を見逃したため、ウルガタと共通の誤訳をした箇所（ロマ書九28など）もある。しかし、このような問題点も、ルターが、彼の手許にあった本文や資料を調べ、柔軟に対応し、生きた言葉に結合していった業績の価値を減ずるものではない。訳出過程において、常にギリシア語本文が中心を占めていたことは明瞭である。だから、ディッペルトがギリシア語は時折エラスムスの註を通して利用されたに過ぎないと言うのは誤りである。確かにルターはギリシア語本文のみに拠ったわけではないが、ギリシア語本文がなければルター訳は出現しなかったはずである。翻訳の過程は極めて複雑であった。ローゼ (Tolose) は、この論文を概観して、ボルンカムは、ルターの聖書翻訳において、いずれの資料をも優先していないと述べている。⁽¹⁰⁾

(2) で取り上げられるツァイナー聖書とは、ルター訳に先行する主要なドイツ語訳聖書の一つである。これは本論文の対象外なので、今回はこれに関するボルンカム説の紹介は省略する。

二・三 ブルーム

ボルンカムに続いて言及しなければならないのは、ポストンのゲルマニストであるブルーム (Blum) である。ここでは我々の検討の対象であるガラテヤ書を扱っている、一九六七年の論文を取り上げて紹介する。

ブルームはまず、ルターが「九月聖書」翻訳のためにワルトブルクで入手・利用できた資料は、(1) エラスムス校訂本第二版、(2) 一五〇九年バーゼル刊行のウルガタ聖書、(3) ルター訳に先行するドイツ語訳聖書(複数)であったことを確認する。次いでこれらと比較検討した結果、(一) エラスムスのギリシア語本文とウルガタが相違しているのは六〇箇所以上にのぼること、(二) それらの箇所の中で、ルター訳がウルガタに拠っているのは六箇所に過ぎず、あとはすべてエラスムスのギリシア語本文に拠っていること、続いて、(三) エラスムスのラテン語訳がギ

ロシア語本文から離れていると見られる箇所を取り出して、それらの箇所において、ルター訳はギリシア語本文に拠っていることを確認し、最後に、(四) ルター訳がウルガタに拠っていると見られた六箇所において、ウルガタとギリシア語本文との相違はあまり重要なものではない、と結論し、以上より、「九月聖書」はエラスムスのギリシア語本文からの訳であることが証明された、とする。

我々は以上のブルームの検証作業をひとつひとつ詳細に検討した結果、全体としてブルームの結論には同意することができなかった。これらの具体的な点、特に(三)については、次節においてふれることにする。

なお、ブルームは右記資料(3)を縦横に駆使して、ルター訳と先行のドイツ語訳聖書との関係について広範囲な研究を積み重ねてきており、極めて興味深い、これも本論文のテーマではないので、紹介は省略する。

三、「九月聖書」のガラテヤ書の訳出過程

以上の研究史概観を踏まえ、我々は、以下の資料を用いて、「九月聖書」訳出過程の検討作業を試みた。これは、限定された、部分的なものである。第一に検討対象をガラテヤ書に限定した。それはとりあえず検討にとりかかる有意義なまとまりとしては、量的に手頃であること、ガラテヤ書はルターにとって重要な意味を持っており、サンプルとしては適切であると予想されたことによる。第二に、繰り返し述べたように、先行のドイツ語訳とルター訳との関連は(ブルームからの孫引き以外には)対象とせず、エラスムス第二版のギリシア語本文((EG2)と略記。以下、(一)内は略記法)とラテン語訳(EL2)、及びウルガタ訳(V)以上の三つの本文とルター訳との関連に検討を限定した。その際エラスムス聖書の初版ギリシア語本文(EG1)・ラテン語訳(EL1)・註(EN1)に加えて、

ライデン版エラスムス全集第六卷（一七〇五年刊行。我々は一九六二年の *Georg Olms* によるリプリント版を利用）所収の第五版本文（EG 5、EL 5）及び註（EN 5）をも参照資料として利用した。残念ながら今回エラスムス第二版の註（EN 2）は入手できなかつたので、必要に必じて、（EN 1）と（EN 5）から（EN 2）を推測した。（EN 1）と（EN 5）が一致している場合、（EN 2）の内容もそれらと同一であった可能性が高いと考えられるからである。

三・一

1. 一章5節

(EG 2) *ἡ γὰρ δόξα*

(EL 2) *cui gloria*

(V) *cui est gloria*

(L) *hilcfem [eh prest]*

(EL 2) は (EG 2) の逐語訳であるが、(V) は直説法の *est* を補っている（「彼に対しては栄光がある」）。(L) はこれらのいずれとも異なり、接続法 *sey* を補う（「彼に栄光あれ」）。

ここでエラスムスの註に目を向けると、(EN1)には *Est, non est in graecis, sed tantum, cui gloria et auri*、(V)を批判している。さらに(EN5)にはこれに加えて *ut sit optantis* と記されており、願望・祈願の意がこめられていることを明言している。残念ながら(EN2)の内容は不明であるが、(L)が(V)から離れて接続法の *sey* を採用したのは、(EL2)と、おそらく一層強く(EN2)の影響によるものと推測される。

2、一章6節

(EG2) *εἰ χάριτι*

(EL2) *per gratiam*

(V) *in gratiam*

(L) *durch die gnad*

(EG2)は、すなおに訳せば「恵みにおいて」となる。(V)は「恵みへと」であるが、(EL2)は、(EG2)からも(V)からも離れて「恵みを通じて、恵みによって」としている。(L)の *durch die gnad* が(EL2)に近づくことは明瞭である。

なお、(EL1)は、*in gratia* (ギリシア語直訳的)となっており、また、ルター訳も一五四六年版は、*in die gnade* (= (V))となっており、ここは、ルターもエラスムスも見解が揺れていて定まらず、翻訳に

苦心した箇所と推測される。しかし、「九月聖書」の時点においては、(L)は(EL2)の影響下にある。

なお、この節の(EG1)は *χάρτι Θεοῦ* 「神の恵み」であるが(EG2)は *χάρτι Χριστοῦ* 「キリストの恵み」となっている。ルターは *gnad Christi* 「キリストの恵み」としており、この箇所は、彼がエラスムス初版ではなく、第二版を底本にしていたことを示す証拠の一つになっている。また、近代語諸訳はおおむね「恵みへ」と訳しており、ルター訳(一六二七年以降)の影響力を介して(V)が生き続けていることが注目される。

3' 一章7節

(EG 2) *et inī tuvēs eīaru, oī*

(EL 2) *nisi quod quidam sunt, qui*

(V) *nisi sunt aliqui qui*

(L) *on bas ethliche finb, bie*

(L) を他の三つのテキストと比較してみると、(EL2)に最も近く、一部はラテン語とドイツ語の間に逐語的対応すら認められる。⁽¹²⁾

4、一章17節

(EG 2) πρὸς τοὺς πρὸ ἐμῶν ἀποστόλους

(EL 2) ad eos qui ante me fuerant apostoli

(V) ad antecessores meos apostolos

(L) du denen, die fur mich apostol waren

(EG 2) は、逐語訳すれば、「私より前の使徒たちへ」となるであろう。(V) は *τοὺς πρὸ ἐμῶν* を *antecessores meos* と、いわばなめらかなラテン語に置きかえている。一方、(EL 2) は、(EG 2) にない語 (*qui* と *fuerant*) を補って、「私より前に使徒であったところの人たちへ」とする。(L) も、意味をとりやすくするために語を加えているが、その補い方が、ラテン語とドイツの文法上の制約による語順の変化を除いては、(EL 2) と一致しており、語句が一对一の対応を示している。

なお、この箇所は、ブルームが、(L) が (V) にはなくて (EG 2) に拠っていることを証明するために挙げる箇所の一つである(二四九頁)。ブルームは、(L) がここで (V) にも拠らず、ルター訳に先行していた高地ドイツ語訳聖書の影響も受けていないことは明らかだが、(EG 2) によるのか (EL 2) によるのかは区別しがたいとする。この判断の誤りであることは明瞭である。

5' 二章3節

(EG 2) εἶρος...ἐγγυ θυ

(EL 2) Titus...cum osset Graecus

(V) titus...cum esset gentilis

(L) Titus...ob er hool ein kriechje hoort

ブルームによれば、ルター以前の高地ドイツ語訳(複数)は、*thyt wie das er was ein heiden* であるが、*Egge-steyn redaction* 以降 *thyt* は *tytus* となり、また *Zainer* 以降 *das* は *wol* となれているとのこと。以上の資料より、ブルームは、(L)は(EG 2)と(EL 2)のいずれに依存しているか確定できなからとする。しかし、(V)の *gentilis* 及び先行独訳(ルターはここから *wol* を採用している)の *heiden* と比較すると、(L)は(EG 2)よりは(EL 2)の影響による可能性の方が大きく、おそらく(EN 2)をも参照した結果であると推測される。(EN 1)と(EN 5)が一致して *id est Graecus cum esset* と記しており、(EN 2)にも同じ記述があったと考えられるからである。

6、二章8節

(E L 1) (E L 2) 共に二章8節全体を括弧に入れている。(E G 1)も(E G 2)も(V)も括弧を用いていないのだが、(L)は8節全体を括弧で括っている。これは(E L 2)によると考えてよいであろう。⁽¹³⁾

なお、(E L 2)には、これ以外にも括弧を用いている箇所があり、それは、必ずしも(L)の括弧と一致していない。しかし、いずれにしても括弧を用いるということに関しては、(L)は(E L 2)から影響を受けているということができよう。

7、二章17節

(E G 2) *Ei δὲ ἐρωδοῦρες δικαιωθῆναι ἐν Χριστῷ*

(E L 2) *quod si dum quaerimus iustificari per Christum*

(V) *quod si querentes iustificari in Christo*

(L) *Solten wir aber, die da suchen durch Gyritium rechtfertigt zu werden*

δικαιωθῆναι ἐν Χριστῷ は「直監すれは」「キリストの中で(にあって)義とされる」となる。(V)の in Christo

はこの直訳である。(EL2)はperを用い「キリスによって」または「キリストを通して」としており、(L)の durch Christum はこれを従ってなる。

8' 三章2節、5節

(EG 2) εἰς ἀκοῆς πίστεως

(EL 2) ex praedicatione fidei (3: 2, 5)

(V) ex auditu fidei (3: 2, 5)

(L) durch die prediget vom glauben (3: 2)

durch die prediget des glaubens (3: 5)

(A) の auditus はギリシア語本文の ἀκοῆ (聞くこと) を直訳している。これに対して (EL2) は ἀκοῆ を praedicatione と「意識」する。これをよけて (L) は同語根の prediget を用いており、(EL2) に「一致」している。ただし、ルターが神学的な立場から predigen という語に重要性をもたせていたことを考えると、必ずしもこの箇所ではエラスムスのラテン語訳のみに拠っているとは断定できない。(ルターは一五一六年一〇月より翌年三月までガラテヤ書を講義し、一五一九年それを註解書として出版したが、講義の学生筆記によれば、そこにはこの箇所を prediget と翻訳する根拠とも考えられる記述がある。⁽¹⁴⁾ 一方、(EL1) は、この語を (V) と同様 auditu と訳して

いる。先に述べた点を考慮すると、(EL2)の *praedicatione* は、エラスムスがルターの影響を受けた結果である可能性も考えられる。しかし、いすれにしても、(L)は (EL2)と「一致」しており、共にギリシア語本文から離れていることは確かである。⁽¹²⁾

9、三章5節

(EG2) ὁ οὖν ἐπιχορηγῶν ὑμῶν τὸ πνεῦμα, καὶ ἐνεργῶν δουλείας ἐν ὑμῶν, ἐξ ἔργων νόμου, ἧ ἐξ ἀκοῆς πίστεως;

(EL2) Qui igitur subministrat vobis spiritum, & operatur virtutes in vobis, utrum ex operibus legis, an ex praedicatione fidei id facit?

(V) qui ergo tribuit vobis spiritum, et operatur virtutes in vobis, ex operibus legis an ex auditu fidei
(L) Der auch nu ben geist reychet, nu thut solche thatten unter euch, thut erß durch die werck bes gefesse? obber durch die prediget bes glanbrens?

(A) は、主文の定動詞を欠いている点において、ギリシア語本文に忠実である。これに対して (EL2) は (EG2) には存在しながら *id facit* を加えて文章を「完成」させている。(L) の *thut erß* はいれに正確に対応している。*reychet* (L) の *reychet* ῥε̄ (A U S) の *ἐπιχορηγῶν* & (A) の *tribuit* τριβοῡ (A L S) の *subministrat* ὑπηρε̄と異なる得るであらう。

10' 三章 13 節

(EG 2) γενόμενος ὑπὲρ ὑμῶν κατὰ ῥα

(EL 2) dum pro vobis factus est execratio

(V) factus pro nobis maledictum

(L) da er wart ehn vermalebeyung fur uns

この句は、(L) は (V) と (EL 2) 双方の影響下にあるように見受けられる。(EG 2) の ὑπὲρ ὑμῶν に対応して (EL 2) は pro vobis となつてゐる。(V) はこれとは異なり pro nobis となつてゐる。(L) は (V) と共に fur uns となつてゐる。(L) の vermalebeyung の (EL 2) への対応は (V) への対応に近う。一方、(L) の da er wart は (EL 2) の dum……factus est に対応してゐる。

11' 三章 14 節

(EG 2) ἕνα εἰς τὰ ἔθνη ἢ εὐλογία τοῦ ἀβραάμ γένηται ἐν Χριστῷ Ἰησοῦ

(EL 2) ut in gentes benedictio Abrahæ veniret per Christum Iesum

(V) ut in gentibus benedictio Abrahæ feret in Christo Iesu

(L) auf das die benedicung Abrahæ unter die heubten fenne ynn Christo Syhefn

(EG 2) の *γεννηται* (「生れる」「成る」) を (V) はほぼ同義語の *feret* に置きかえているが、(EL 2) はこれを *veniret* (「来る」) と訳して居る。(L) の *keme* はこれと一致して居り、(EL 2) によるものであらう。

次に、① *eis ta ethny* と② *eu Charati Iysoo* という二比較する句、(L) は①では (EL 2) に、②では (V) に一致して居る。①では (V) ではなく (EL 2) が、②では (EL 2) よりも (V) が、(EG 2) の直訳に近う。従ってここでは (L) は (EL 2) と (V) を比較しながら、より (EG 2) に近い方を選んだものと推測される。しかし、*めさうん*、(EL 2) と (V) の影響では無くて、(EG 2) からすなおにそのまま訳した可能性も否定できなう。

12' 三章 15 節

(EG 2) *ōmos* *ἀνθρώπου* *κεκυρωμένην* *ἀαθήνην*, *οὐδεις* *ἀθεσεῖ*, *ἢ* *ἐπιἀτακώσετα*

(EL 2) Hominis licet testamentum, tamen si sit comprobatum, nemo reijcit, aut addit aliquid

(V) tamen hominis confirmatum testamentum nemo spernit aut superordinat

(L) berachlet man doch eyns menschen testament nicht (wenn es befestiget ist) und thut auch nichts dazu

ギリシア語本文の *κεκολλημένον* に対して (V) の confirmatum は直訳に近いが (E12) は分詞を副詞節に置きかえており、この点 (L) は (E12) に一致してゐる。

13 四章29節

(EG 2) ἀλλ' ὡστερὸς τότε ὁ καρὰ ἀρίστα γενηθῆς, ἰδιωκευ τοῦ καρὰ πνεύμα, οὐτως καὶ ὅν.

(EL 2) sed quae ad modum tunc is qui secundum carnem natus erat, persequabatur eum, qui natus erat secundum spiritum, ita & nunc.

(V) sed quomodo tunc is qui secundum carnem natus fuerat persequabatur eum qui secundum spiritum ita et nunc

(L) isther gleich wie du bet äst, bet nach dem fleisch gehorn har, verfolgete denen, bet nach dem geist gehorn har, also gest es ist auch.

ギリシア語本文では、「生れた者」にあたる *γενηθῆς* は一度のみ現れ、*καρὰ πνεύμα* の後では省略されている。(V) ではこれに対応して natus fuerat が一度のみ現れる。これに対して (E12) と (L) では、それぞれ natus

erat u geporn war 等、省略を補ふの、二度の現れ等。

14、 五章 1 節

(EG 2) *Tῆ ἑλευθερίας οὖν ἡ Χριστὸς ἡμᾶς ἑλευθέρωσε,*

(EL 2) In libertate igitur qua Christus nos liberavit,

(V) qua libertate nos Christus liberavit

(L) So befrehet nu hnn der freyheit, damit uns Christiſtus befreyhget hat,

一見して気付くべきは、(L) の ynn der freyheit 等 (EL 2) の in libertate 等が、(L) の点で (L) は、(EG 2) に最も近い表現をしてゐる (V) ではなく、(EL 2) に引かれてゐると考えられる。

15、 五章 10 節

(EG 2) *ἐγὼ πέποιθα εἰς ὑμᾶς ἐν κυρίῳ, ὅτι οὐδὲν ἄλλο φρονήσατε*

(EL 2) Ego confido de vobis in domino, quod nihil aliud sensuri sitis.

(V) Ego confido in vobis in domino quod nihil aliud sapietis

(L) Ich vertraue mich zu euch um dem Herrn, ihr werdet nichts anders gelynnnet sein.

註: 以下の節が問題となる。(E12) は *φρονήσεται* という直説法未来を用いており、(A) も同様である。しかし、(E12) にあつた *quod* 以下に *sensuri sitis* とらう「未来分詞+接続法現在」形を用いている。(L) は *werdet*……*gesynnet seyn* という接続法を用つた *wer*、ラテン語の *sensuri* にあたる形がドイツ語になつた *werdet* に未来の含みをもたせている。(L) は、(E12) の影響による可能性が高い。

19' 五章25節、六章16節

5: 25 (EG 2) *ei* *ζήψευ πνεύματι, πνεύματι και* *στοιχίζησιν.*

(EL 2) Si vivimus spiritu, spiritu et incedamus.

(V) Si spiritu vivimus : spiritu et ambulamus

(L) So muß um gehft Leben, so laßt uns auch um gehft einher tretten.

6: 16 (EG 2) *kai* *ἴσοι τῷ καρῶν τούτων στοιχίζουσιν,*

(EL 2) Et quicumque iuxta regulam hanc incedunt,

(V) Et quicumque hanc regulam secuti fuerint

(L) *bnmb* *twie* *viel* *nach* *bifer* *regel* *eynher* *treten*,

二箇所で用いられているギリシア語の *συνήκω* という動詞に、(L) は両方とも *eynher treten* を訳している。このドイツ語は、直接 (EG 2) に由来するようには思われず、また (V) とも相違しており、(EL 2) の *incedo* による可能性が高い。また、六章16節において、(V) の *secuti fuerint* はギリシア本文の *συνήκουσιν* という未来形に対応しているが、(EL 2) と (L) はいずれも直説法現在で表している。

三・二 ブルームの検討

最後に、ブルーム(以下Bと略記)が、ルター訳が(EL 2)ではなくて(EG 2)によっていることを示す根拠として提出する五つの箇所(上記二・三参照)を検討したい。

(G=Pre-Lutheran High German Bibles)

1. 一章15節

(EG 2) *ὄρε δὲ εὐδόκησεν ὁ Θεός, ὁ ἀπορίσας με ἐν καρδίᾳ ἡμετέρῃς μου*

- (EL 2) Ast ubi deo, qui segregauerat me ab utero matris meae……uisum est
 (V) Cum autem placuit et qui me segregauit ex utero matris meae
 (L) Da es aber Gotte wohlgefiel, der mich von meiner mutter leibe hat aufgefunden
 (G) Wann do es dem geuel der mich sundert von dem leib meiner mutter

EL 2 (L) の *wolgefiel* を (V) の *placuit* (EL 2) の *placuit* と *visum est* との間に「一致」してあり、これら両者の影響の充分可能である。ただし先行訳語の *geuel* は (L) に影響を与えた可能性が大きいであろう。

2' 四章の訳

- (EG 2) *oí rairo mh' kthrouvovonhōn ó vios tēs paidiaktēs metà toú viou tēs éleuthéras*
 (EL 2) non enim haeres erit filius ancillae cum filio liberae
 (V) Non enim heres erit filius ancillae cum filio liberae.
 (L) Denn der magh fon fol nicht erben, mitt dem fon der freyen.
 (G) Wann der sun der diern der wirt nit erbe: mit dem sun der freyen

Bの言うように(EG2)から直接の訳である可能性は否定できないが、(L)は(V)や(EL2)からでも充分可能である。むしろ(L)の *erben* が(G)の *erbe* の影響下にある可能性は一層大きいであろう。

3、 五章21節

(EG 2) *ὄντι οἱ τὰ τοιαῦτα παρόσσοιρες, βασιλείαν θεοῦ οὐ κληρονομήσουσιν*

(EL 2) *quod qui talia agunt, regni dei haeredes non erunt*

(V) *quoniam qui talia agunt regnum dei non consequentur*

(L) *baß, die solchs thun, werden baß reychß Göttilß nicht erben*

(G) *.....die gewinnen nit das reich gotz.*

(L)が前出の四章30節の *κληρονομέω* や(G)の影響下に *erben* と訳したとすると、ここでも同様に訳するのは自然である。少なくとも排他的に(EL2)に *erben* とすることは不可能である。

4、 六章1節

(EG 2) *ἀδελφοί, ἴδτε καὶ παραληθήν ἔνθρονον ἐν τῆν παραπτώματι*

- (EL 2) Fratres, etiam si occupatus fuerit homo in aliquo delicto
- (V) Fratres & si preoccupatus homo fuerit in aliquo delicto
- (L) Gieben bruder, fo ein mensch etha bon ehnem fehl bherejlet murch
- (G) Vnd bruder : vnd ob der mensch wirt bekumert in etlicher misstat

Bは(L)のubereylenはもっぱら(EG 2)に由来と主張するが、各本文をどのような意味に理解しているのかは、全く示さなから、*παροληθῆναι*をubereylenとその意味は必ずしも明確ではなから、Volzは「ルター訳聖書小辞典」とも言うべきWorterkklärungen zur Lutherbibel von 1545でubereylenに對して“(plötzlich) überfallen”とらう語義のみを示し、Götzeはこれに“überrassen”を加える。この箇所のüberellenを、Sandersは“jn. durch grössre Eile einholen und zuvorkommen, jn. überrassen, ereilen”とらう語義の項目の中に入れ、Grimmは“hinreisen, überwältigen”とらう語義の項目の中に入れていから、これに對して“occupo”には「つかまえる、捕える、圧倒する、(不意に)襲いかかる、機先を制する、先んずる」等の意味があり、ubereylenとはみごとくに重なりあう。また、(EN 1)と(EN 5)は共にoccupatusをpraeventus antequam potuerit cavereと説明してあり、(EN 2)にも同じ文があったと考えてよいであろう。以上を総合すると、(L)は(EL 2)の影響の下に、おそらへ(EN 2)をも参照して、「(注意できないうちに)過ちに襲われ(捕えられ)る、過ちに陥る」というような意味に理解して訳出したのであろう。少なくとも、(EG 2)のみによるとは断定できず、(EL 2) + (EN 2) (?)の影響をも考慮に入れる方が、事態に即している。それどころか、むしろ、(EG 2)からの直接の訳というよりは、(EL 2) +

(ENZ2)?) の影響を受けている可能性の方が大きいと言い得るであろう。

5、 六章12節

(EG2) *μόνον ἕνα μὴ τῷ σταυρῷ τοῦ Χριστοῦ διώκωνται*

(EL2) *tantum ne ob crucem Christi persecutionem patiantur*

(Y) *tantum ut crucis christi persecutionem patiantur*

(L) *allein das sie nicht mit dem creuz Christi verfolgt werden*

(G) *das sy allein nit leiden die iagung des kreutzes cristi*

ここでは、① *τῷ σταυρῷ* ② *ob crucem* ③ *mit dem creutz* 三者の関係が問題となる。Bは②が②を参照した可能性は認めるが、それよりもはるかに①からの直接の訳である可能性が高い、と断ずる。しかし、ここではBは各本文をどのような意味に解しているのかを示さない。①の与格の意味は明確でないが、「十字架と共に」の意味には解し難い。②は「十字架のゆえに」ないし「十字架のために」という意味であろう。③の *mit* の意味は必ずしも明瞭でないが、「共に」の意味で用いられているとは考え難い。(ENZ1)は *“Ne cruce Christi persequantur. Ut persequantur, passive accipias, hoc est, ne crux Christi adducat illis persecutionem.”* ((ENZ5) はこの文に、他の解説が加わる) という説明を加えている。ここではまた、(上)は、(EG2) から直接というよりは、むしろ、(E

L2)と(EN2)を参照して、「十字架のゆえに(ないし、ために)」あるいは「十字架のことで」という意味に解して *pro* を用いた可能性が高い。少なくとも、ここは「(EG2)のみから直接」の証拠箇所とはなり難い。

Bはさらに、(V)∥(EL2)の *persecutionem patientur* (名詞+動詞)と比して(L)のみが名詞を用いない動詞のみの表現である点(EG2)と一致しており、従って(L)は(EG2)からの直接的な訳である、とする。これ自身、乱暴な議論であるが、右に紹介した(EN1)と(EN5)も名詞を用いない動詞のみの表現 *persequantur* を用いており、これを見ても、(L)の由来を(EG2)のみに限定することが無理であることは明らかであろう。

四、結語

以上提示したように、「九月聖書」のガラテヤ書の訳文とエラスムス第二版のラテン語訳との間に、多くの対応を認めることができた。逆に、ガラテヤ書に関する限り、ルター訳が他の資料ではなくエラスムス第二版のギリシア語本文のみによると言い得る箇所は、我々の検討では見当たらないように思われる。

エラスムスは初版と第二版では、ラテン語訳をかなり改訂しているし、ルター訳も一五二二年の「九月聖書」からルターの没年一五四六年の版までに多くの改訂を重ねてきた。ルターもエラスムスも、各々聖書翻訳に当たって、熟慮を重ねて訳語を選んでいった過程をうかがうことができる。しかし、少なくとも一五二二年の「九月聖書」が訳された時点においては、ルター訳ガラテヤ書は、エラスムスのラテン語訳の影響を少なからず受けていると思われる。

我々は、聖書翻訳史におけるルターの偉大な業績を否定するつもりはない。しかし、ルターが偉大な仕事を成就するために、エラスムスの校訂によるギリシア語本文ばかりではなく、あるいはむしろそれ以上に、エラスムスによ

るラテン語訳と註釈とが大きな役割を果たしていたことを忘れるべきではない。

我々は今後、エラスムス第二版の註やルター訳に先行するドイツ語訳聖書をも検討資料に加え、また、ルターの聖書解釈や神学的な立場をも考慮にいたした上で、ルター訳についてさらに検討を重ねていきたいと考えている。

- (1) Cf. *THE 6* (1980), 240f.; *EKL 1* (1986), 485; *Groß*, 110.
- (2) なおコイマンは「さまざまな箇所では、ルターが明らかにエラスムスの翻訳を利用している」(『ルターと聖書』一三四頁)と記しているが、特に根拠は示していない。
- (3) 十六世紀初頭において用いられた *bonae artes* とは古典文学の意味であり、具体的にはローマ古典をさしていた。教養学部の学生として *bonae artes* を習得したルターも、ローマの詩歌は学んでもギリシア語は学ばなかったと推定できる。これは、ルターの文章にローマの詩歌が頻繁に引用されていることと符号する。
- (4) 当時の人文主義者の手紙は、多くの場合ギリシア語の中にまれにラテン語が認められるのに対し、ルターにおいてはその逆であった。
- (5) 一五一五年より一五一七年にかけて行ったロマ書講義、ガラテヤ書講義、ヘブル書講義においては、ウルガタ訳に拠っていることが実証される。自筆原稿の残っているロマ書講義において、ギリシア文字での本文引用は三箇所のみ。
- (6) *Sandschreiben vom Dolmetschen* (1530).
- (7) ルターは、ツヴィングリ (U. Zwingli) がギリシア語で聖書を引用したのに対し、ラテン語かドイツ語での引用を要請した。
- (8) ルターは、メラニンヒトン (Ph. Melancthon) がギリシア語教師としてヴィッテンベルク大学に就任した時期 (一五一八年) 彼の講義に出席してギリシア語の習得に励んだ。
- (9) *Straburg* の *Humanist-Jurist* でルターの友人とも言われる *Nicholaus Gerbel* が一五二一年に出版した、エラスムス校訂本初版のギリシア語本文のみの版。Cf. コイマン、一三三—一四頁; *Bühm*, 7, 52; *Groß*, 110; *Volz*, 47 (Bild 36) (写

真)。

(9) Lohse, 123f.

(11) 我々はルターが用いたと思われる一五〇九年刊行のウルガタを入手できなかったので、①一五一〇年のウルガタ (Jacobus Marschal が Lyons で刊行したもの) / ② WADB5 所収のウルガタ、③ブルームが引用する一五〇九年版ウルガタ、を利用した。④以下は *Historical Catalogue of the Printed Editions of the Holy Scripture in the Library of The British & Foreign Bible Society*, compiled by P. H. Darlow & H. F. Moule, Vol. II/2 (reprint, N. Y.: Kraus Reprint, 1963), 917 ㊦ “this edition closely follows the Basel Bible of 1509” と記している。⑤㊦ WADB5 の Einleitung, x 以下を㊦、イタリク体などによって指示されていない部分は一五〇九年バーゼル版と同一本文であるとのことである。

(12) (AGU)には of の前にカンマがなから。

(13) この箇所括弧は、ルター訳からの影響が強いとらわれているティンダレ (W. Tyndale) の英訳聖書から Authorised Version を Revised Standard Version へと受け継がれ、口語訳聖書にも用いられる。

(14) WA 57, Die erste Vorlesung über den Galaterbrief, Die Glossen, 20 f.

(15) ティンダレの英訳聖書にみられるこの箇所はこの語で preaching を用いている。

(9) Cf. *OLD*; Blaise; Nierneyer; Deffarari.

(17) praeventio ㊦ “anticipate or forestall (a person, event, etc., often with the idea of preventing); take precedence over, surpass” (*OLD*) 等の意味もある。(9) で挙げた各辞典を参照。praeventus は *Blaise* の Nierneyer ㊦ 及び “être mis dans son tort - to be put in the wrong” という語義を手記する、Nierneyer は “Si fuerit in causis praeventus” という用例を挙げる。もしも (EIN) がこの用例と同義であったならば、ルターはこれを誤解したこととなる。

参考文献表・略号表 (「」内は、同一著者・複数著作の場合の略記)

Bühm, Heinz: ‘The Sources of Luther’s Septembertestament: Galatians’, in: C. S. Meyer (ed.): *Luther for an Ecumenical*

- Age. Essays in commemoration of the 450th Anniversary of the Reformation* (St. Louis: Concordia, 1967), 144-171, now in: (Bluhm): *Luther Translator of Paul, Studies in Romans and Galatians* (N. Y.; Berne; Frankfurt am Main: Peter Lang, 1984), 353-386.
- Bluhm, Heinz: *Martin Luther—Creative translator* (St. Louis: Concordia, 1965) [Bluhm]
- Bornkamm, Heinrich: 'Die Vorlagen zu Luthers Übersetzung des Neuen Testaments', in (Bornkamm): *Luther, Gestalt und Wirkungen* (Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte 188 (Güterloh, 1975)), 65-74.
- Dibbelt, Hermann: 'Hatte Luthers Verdeutschung des Neuen Testaments den griechischen Text zur Grundlage?', in *Archiv für Reformationsgeschichte* 38 (1941), 300-330.
- Groß, R. et alii (eds.): *Martin Luther. Dokumente seines Lebens u. Wirkens* (Weimar: Hermann Böhlhaus, 1983)
- Kooieman, W. J. (ノーマン) 『ノーマン論』(三十年記)『聖文舎』一九七一年(ノーマン語原書)一九五八年(二版)一九六一(一冊))
- Lohse, Bernhard: *Martin Luther. Eine Einführung in sein Leben und sein Werk* (2. Aufl., München: C. H. Beck, 1983) [Lohse]
- Lohse, Bernhard: 'Die Aktualisierung der christlichen Botschaft in Luthers Bibelübersetzung', in: *Luther* 51 (1980), 9-25.
- Volz, Hans (hrsg. unter Mitarbeit von H. Blanke): *Die ganze Heilige Schrift Deudsch* 1545 (Darmstadt: WB, 1972) (including 'Worterkklärungen zur Lutherbibel von 1545')
- Volz, Hans: *Martin Luthers deutsche Bibel* (Hamburg: Friedrich Wittig, 1978) [Volz]
- WA=Weimarer Ausgabe (ノーマン版ノーマン全集)
- WADB=Weimarer Ausgabe, Deutsche Bibel
- [註釋]

- Blaise, A. : *Dictionnaire Latin-Français des Auteurs Chrétiens* (Turhout : Brepols, 1954)
Blaise, A. : *Lexicon Latinitatis Medii Aevi* (Turhout : Brepols, 1975)
Defferari, R. J. et alii : *A Lexicon of St. Thomas Aquinas* (1948)
EKL=Evangelisches Kirchenlexikon (Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht, 1986-)
Götze, A. : *Frühneuhochdeutsches Glossar* (Berlin : de Gruyter, 1960)
Grimm, J. u. W. : *Deutsches Wörterbuch*
Niermeyer, J. F. : *Mediae Latinitatis Lexicon Minus* (Leiden : Brill, 1976)
OLD=Oxford Latin Dictionary (ed. by P. G. W. Glare, 1982)
Sanders, D. : *Wörterbuch der deutschen Sprache* (Leipzig : Otto Wigand, 1876)
TRE=Theologische Realenzyklopädie (Berlin : de Gruyter, 1976-)